

協働



協働とは？

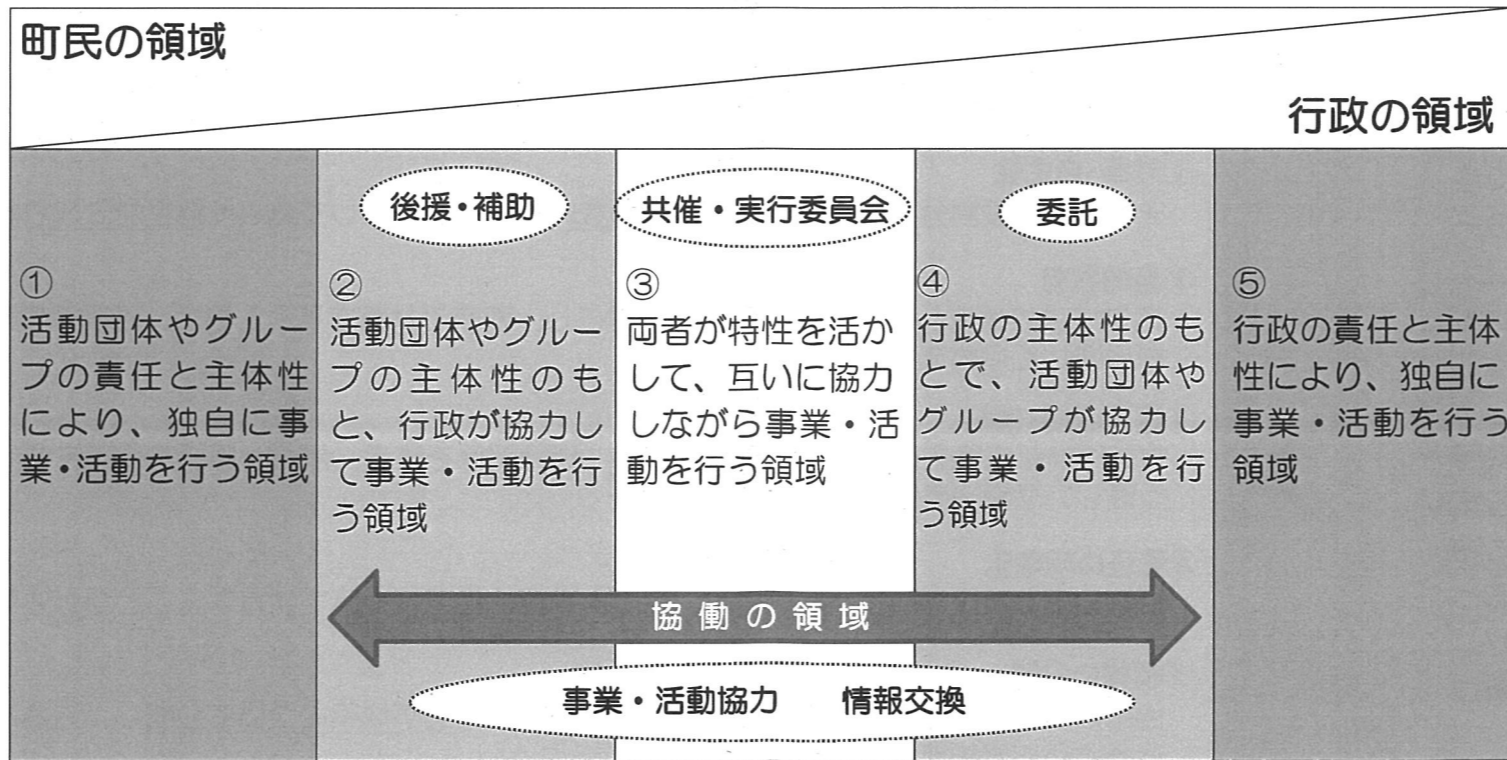
町民の皆さんと町がお互いに理解・補完し合いながら役割を果たし、“対等な立場”で同じ目的に向かって寒川のまちづくりを進めることです。

それぞれの特性を最大限発揮して協力・協調したり、町民の皆さんが持つ自発的（ボランティア）な意識が広く浸透することによってより良い循環を生み出し、目的を共有して連携することこそが、地域の様々な課題の解決に繋がります。

また、協働とはそれ自体が目的ではなく、あくまでもまちづくりを行っていく上での手法の一つです。

よりよいまちづくりが進んでいくよう、みんなで協働の理解から始めてみましょう。

【協働の領域図】 ※事業・活動を行う場合



町民主体

公園の砂場が汚れて、砂も少なくなっています。公園の砂を替えるのみにては、公園の管理のことが担当です。

でも、砂かしようかしは、公園の管理のことが担当です。

協働文化推進課

公園の砂を替えるのみにては、公園の管理のことが担当です。

都市計画課

公園の砂を替えるのみにては、公園の管理のことが担当です。

皆さんと協働して進めよう。砂場をきれいにするのが、町民の役割です。

行政主体

環境課

町内の昆虫調査をする時期です。

調査の専門知識を持って、環境団体の方に相談してみよう。

寒川の昆虫調査に協力をお願いします。

協働して進めましょう。

環境団体会員

私たちも環境を一緒に守りましょう。

調査場所の許可は町がとっていただきます。

分類など専門的なことについては、教えてください。

カマンキリだ、トンボだ。

報告書

お互いの協力により、素晴らしい報告書が出来ました。

これからも町の環境保全のため、取り組みを進めていきます。

協働の必要性とは？

社会的な課題や町民のニーズが多様化してきている現在、財政面での制約や少子高齢化が今後予想される中、行政に頼りすぎてもそのサービスはいずれ限界を迎え、このままでは満足できるものではなくなります。

また、町民の皆さんの抱える諸問題で、行政に頼らざるを得ない場合や協力を要請したい場合に、行政にその内容をしっかりと伝え、行政の力を必要として解決を図ることが多く生じます。

これからの課題解決には、町民の皆さんと町がお互い一緒になって一生懸命考え、協働していくことが必要になると考えられます。

【寒川町自治基本条例】

寒川町の自治の基本を定める最高規範として「寒川町自治基本条例」が制定されています。その第4条に、自治の基本理念として、町民の皆さんと町との協働が述べられています。

(自治の基本理念)

第4条 町民と町が目指す自治の基本理念は、「町民と町が協働するまちづくり」とし、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力しあってまちづくりを進めるものとします。

地域の課題解決

対象となるパートナー

？ 協働のパートナーとは

- ✦ 町内に住む人、働く人、学ぶ人
- ✦ 町内で活動する企業、民間非営利団体、活動団体、地域グループ、その他

ステップ3：協働のかたち

取り組みの形態には様々なパターンがあり、パートナーと町の関わり方の“ウエイト”を各事業・活動ごとに考える必要があります。その協働パターンは大まかに次のようになります。

形態	概要	参考事例
後援	パートナーの実施する事業・活動の公益性を町が認め、後援名義の使用許可を行い、支援する。	・寒川写真コンクール ・寒川みんなの花火
補助	パートナーが実施する公益性の高い事業・活動に対して、町が財政的な支援をする。	・自主防災組織防災資機材購入補助 ・寒川町祭ばやし保存会連合会補助金
共催	パートナーと町が共に主催者となって事業・活動を実施する。	・平和フェスティバル ・久別川出川洗キャンペーン
実行委員会	パートナーと町が実行委員会や協議会を構成し、その会が事業・活動を実施する。	・成人式 ・産業まつり
委託	町が責任を持って担うべき事業・活動を、パートナーの特性を活かしてより効果的に実施するため、町がパートナーに委託する。	・寒川町文化祭 ・さむかわスポーツデイ
事業・活動協力	パートナーと町がお互いの特性を活かし、それぞれ役割分担して、一定期間、継続的な関係により事業・活動協力する。	・寒川ちょい呑みフェスティバル ・小出川彼岸花まつり
情報交換	パートナーと町が、それぞれ持つ情報を交換し合い、活用する。	・まちづくり懇談会特別企画

ステップ1：最初の一步

協働して物事を進めようとしても、「こんなこと相談できるのかな…」「頼みづらいな…」というように、最初の一步がなかなか踏み出せないものです。また、「そんなこと、町がやればいいんだ」「町はそんなこと、協力できませんよ」といった考えを前提にしてしまっは、成すべきこともできません。

お互いが“ウエルカム”の姿勢で協力し合えば、敷居も低くなり「町が相談に乗ってくれる」「あの団体なら気軽に相談できる」というように、おのずと良い方向に向かいます。そのためには、町も積極的に体質改善するとともに、町民の皆さんも意識を変えなければなりません。信頼関係を築き、町民の皆さんと町が一緒になって楽しく課題に取り組む姿勢こそが重要になってきます。

ステップ2：協働に大事な5つのこと

町民の皆さんと町による協働を円滑に進めていくには、協働の主体の双方が、基本的な原則を理解することが重要です。

①対等・自主性

それぞれの役割分担に応じ、上下関係のないパートナーとして楽しく自主的に取り組みます。

②目的共有

協働により達成しようとする目的を明確にし、双方で共有するとともに、各段階で再確認しながら楽しく進めます。

③相互理解・補完

対話や情報交換を通じて相互理解に努め、信頼関係を築き、長所・短所を相互に補い合うという優しい意識・姿勢が必要です。

④責任の明確化

役割分担と責任の所在を明確にし、活動・事業の成果について共有することが必要です。

⑤情報の公開

協働に参加する機会は、町民に開かれています。経過や成果について公開し、皆さんの理解を得るように努めます。

「協働ってなに？」と思われていた方、協働は意外と身近にあるものなのです。これからのまちづくりには、町民の皆さんと町がパートナーとなり協働を進めていく必要があります。そのためには知恵やアイデア等、「町民一人ひとりの力」が必要不可欠となってきます。このちらしを手にとったあなたを含める一人ひとりの力をまちづくりへと活かし、地域課題の解決へ繋げ、寒川をより良い町へしていきましょう。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

【作成者】

寒川町まちづくり推進会議
寒川町町民部協働文化推進課
0467-74-1111
(内線221・222)